

## 静岡市の地域脱炭素の実現に向けた基本合意書

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社 J E R A C r o s s（以下「乙」という。）は、甲の地域脱炭素化の推進、レジリエンス強化、公共施設の中長期的な利活用及び脱炭素化に向けて、次のとおり基本合意書（以下「本基本合意書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本基本合意書は、甲乙間の相互協力及び連携のもと、それぞれが有する資源やノウハウ、機能を活用し、第3次静岡市地球温暖化対策実行計画に掲げる「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」（以下「まちづくり目標」という。）に向け、乙が今後開発する各種サービス及びソリューションを活用して、第2条に規定する事項について、互いに排他性や拘束力を持たずに誠意をもって検討及び協議（以下「本検討」という。）を実施することを目的として締結する。

### （検討事項）

第2条 甲及び乙は、自ら又は自らの子会社を通じ、次の各号に掲げる事項について本検討を行う。なお、本検討の結果、合意に至った事項については、当該サービス又はソリューションの提供者と利用者との間で個別契約を締結する（当該サービス又はソリューションの提供に当たり第三者との契約を要する場合には、当該第三者との契約を含むものとする。）。

- （1）甲の公共施設の再生可能エネルギー設備導入可能性に関する事項
- （2）甲の公共施設の再生可能エネルギー設備導入に係る共創スキームづくりに関する事項
- （3）前各号のほか、甲のまちづくり目標の達成に資する事項

### （費用負担）

第3条 本検討を遂行するために各当事者が支出した費用については、特段の合意の無い限り、各当事者が負担する。ただし、本検討のために各当事者が外部の専門家にコンサルティング・調査・設計等を委託（以下「委託等」という。）し、委託等に係る費用について甲及び乙が別途合意した場合に限り、当該委託等に係る費用については、当該合意した方法により負担するものとする。

### （有効期間）

第4条 本基本合意書の有効期間は、本基本合意書締結日から2026年3月31日までとする。ただし、甲及び乙は、協議し、書面による合意のうえで、本基本合意書の有効期間を変更することができる。本項の定めにかかわらず、本基本合意書第7条第2項又は第8条に基づき、本基本合意書の全部が解除又は解約された場合には、当該時点で本基本合意書は終了する。

2 前項その他の理由により本基本合意書が終了した場合であっても、第6条第1項から第7項まで及び第9条第2項の規定は、本基本合意書終了日から3年間有効に存続し、第5条、第6条第8項、第9条第1項及び第10条から第14条までの規定は、本基本合意書終了後もなお有効に存続する。

### （譲渡禁止）

第5条 甲及び乙は、相手方の書面による承諾を事前に得ることなく、本基本合意書により生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させない。

### （秘密保持義務）

第6条 本基本合意書において「秘密情報」とは、甲又は乙が有する本検討に関わる全ての資料、文書その他の関連情報であって、情報開示者（以下「開示者」という。）により情報受領者（以下「受領者」

という。)に対して、本検討のために、文書、口頭、電磁的記録媒体その他の開示・提供の方法及び媒体を問わず、また本基本合意書締結の前後を問わず、次の各号に定めるいずれかの方法により秘密である旨を明示して、開示・提供された一切の情報、本基本合意書の存在及び内容並びに本検討に関する協議・交渉の存在及びその内容をいう。

- (1) 書面又は磁気ディスク等の記録媒体に格納した情報であるときは、その書面又は媒体に秘密情報である旨を明示する。なお、電子データ（電子・磁気記録媒体に保存した場合を含む。）により秘密情報を開示・提供する場合、当該電子データを表示装置で表示する等、可読性のある状態にした際に、当該情報が秘密である旨が明らかになるよう適切な表示をする。
  - (2) サンプル、原材料等、物品そのものが秘密情報に該当するときは、その物品又はその包装、容器等に秘密情報である旨を明示する。
  - (3) 口頭又は閲覧等の無形的手段によって秘密情報を伝達するときは、秘密情報である旨を告知したうえ、その秘密情報を特定できる要旨を書面化し、開示後 30 日以内に受領者に交付する。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、本条に基づく秘密情報に含まれない。

- (1) 受領者が開示・提供を受けた時に既に公知であった情報
- (2) 受領者が開示・提供を受けた後に受領者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
- (3) 受領者が開示・提供を受けた時に既に受領者が保有していたことを書面等で立証できる情報
- (4) 受領者が法律上正当な権限を有する第三者から合法的に開示・提供を受けたことを書面等で立証できる情報
- (5) 開示・提供された情報を使用することなく受領者が独自に開発したことを書面等で立証できる情報

3 受領者は、秘密情報を厳に秘密として保持し、自己の秘密情報と同等以上かつ善良なる管理者としての注意義務をもって、管理・使用しなければならない。受領者は、開示者の事前の書面による承諾なく、開示者以外の者に秘密情報を開示・提供、漏洩してはならない。ただし、受領者は、本検討のために秘密情報を知る必要のある(1)自己の役員及び従業員、(2)甲の子会社の役員及び従業員（ただし、甲が開示・提供する場合に限る。）、(3)株式会社 J E R A、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、中部電力株式会社及び乙の子会社の役員及び従業員（ただし、乙が開示・提供する場合に限る。）並びに(4)公認会計士、税理士、弁護士、財務アドバイザー、技術アドバイザー、市場アドバイザー等の法律上又は契約上本基本合意書と同等以上の守秘義務を負う外部専門家（以下、合わせて「許諾開示先」という。）に限り、開示者から開示・提供された秘密情報を開示・提供することができる。受領者は、許諾開示先が本基本合意書における受領者の義務と同等以上の義務を負っていることを確認し、当該許諾開示先の行為、結果等について一切の責任を負うものとする。

4 受領者は、開示者の事前の書面による承諾なく、秘密情報を本検討以外の目的に使用してはならず、また、第 1 項第 2 号に定めるものにつき、開示者の事前の書面による承諾なく、本検討以外の目的で分析、解析等を行い、又は第三者に分析させてはならない。

5 受領者は、開示者の事前の書面による承諾なく、本検討に必要な範囲を超えて秘密情報を複写・複製してはならない。なお、当該複写・複製物についても秘密情報として認識し、本条に基づく取り扱

いとする。

- 6 受領者は、法令又は金融商品取引所の規則にしたがって裁判所や行政庁等の政府機関により開示者の秘密情報の開示・提供を求められた場合、開示・提供を求められた最低限度の範囲でかつ当該開示・提供する秘密情報が秘密である旨を当該政府機関に対して書面により明らかにしたうえで開示・提供することができる。ただし、当該開示を行う受領者は、開示者が当該開示要求に対する救済措置を講ずることができるよう、法令に基づき可能であり実務上合理的に可能な範囲で、遅滞なく書面にてその旨を開示者に通知しなければならない。
- 7 受領者は、本基本合意書の期間中又は本基本合意書が終了した場合で、かつ、開示者から請求された場合、開示者の指示に従い、速やかに開示者から受領した秘密情報及びその複写・複製物を返還（以下「返還」という。）するか、又は物理的破壊もしくは電子データを復元できないように完全に消去する等の方法により確実に廃棄、処分（以下これらを「廃棄」という。）をしなければならない。ただし、法令または社内ガバナンスに係る規則により保持しなければならない開示者の秘密情報及びシステムの通常のバックアップのために残る秘密情報については、返還又は廃棄の義務を免除される。
- 8 開示者は、秘密情報を現状有姿で受領者に開示するものとし、技術的实施可能性又は開示技術に基づく成果の保証及び法律上の契約不適合責任を含む一切の保証責任を負わない。開示者は、秘密情報が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証しない。

（反社会的勢力の排除）

第7条 甲及び乙は、相互に自己が現在次の各号のいずれにも該当しておらず、かつ将来において次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ若しくは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又はこれらの者でなくなった時から5年を経過しない者（以下これら全てを併せて「反社会的勢力」という。）に該当するとき
  - （2）反社会的勢力が経営の全部または一部を実質的に支配していると認められるとき
  - （3）自己若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜等を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められるとき
  - （5）前各号に定めるほか、反社会的勢力との間に社会的に非難される関係を有すると認められるとき
- 2 甲又は乙が前項の規定に違反した場合には、相手方は直ちに本基本合意書を解除することができる。かかる解除がなされた場合、前項の規定に違反した当事者は、相手方に対して損害賠償を請求することができず、また終了により相手方に損害、損失または費用（以下「損害等」という。）が生じたときは、その損害等を賠償するものとする。

（本基本合意書の解約・解除）

第8条 甲及び乙は、相手方に対し1カ月前までに通知することにより、本基本合意書の全部を解約することができる。

- 2 甲及び乙は、相手方が本基本合意書に違反した場合、第4条第1項に定める本基本合意書の有効期間にかかわらず、直ちに本基本合意書の全部を解除することができるものとする。この場合、解除した当事者は、当該違反をした当事者に対する損害等の賠償請求を妨げられない。

(知的財産権)

第9条 甲及び乙は、本基本合意書に基づき自己の秘密情報を相手方に開示することその他の行為を行うことによって、自己が現在または将来保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の知的財産権につき、その実施等の権利行使を相手方に許諾するものではないことを確認する。

2 甲及び乙は、相手方から開示・提供された秘密情報を利用して、一切の産業財産権等の登録出願を行ってはならない。

(損害賠償)

第10条 甲及び乙は、本基本合意書に関し、自己の責に帰すべき事由により、相手方又は第三者に損害等を発生させた場合、通常かつ直接の損害等に限り、その損害等を賠償又は補償しなければならない。

(協議事項)

第11条 本基本合意書に定めのない事項、本基本合意書の解釈に疑義が生じた事項及び本基本合意書の変更については、法令（静岡市の条例及び規則を含む。）の定めるところによるもののほか、甲及び乙が別途協議のうえ、これを決定する。

(法的拘束力)

第12条 本基本合意書は、甲及び乙との間において、第1条及び第2条に規定する意向を有することを相互に確認するためのものであり、第1条及び第2条については法的拘束力を有しないが、第3条から第14条（本条を含む。）までの規定は、法的拘束力を有するものとする。

(準拠法)

第13条 本基本合意書の成立及び効力は、日本法に準拠し、日本法をもって解釈される。

(合意管轄)

第14条 本基本合意書に関して甲乙間に生じた一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の合意を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

2025年 7月 17日

甲

静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長

難波 為司

乙

東京都中央区日本橋二丁目1番14号

株式会社 JERA Cross

代表取締役

一 倉 健 悟